

第62回憲法と平和を考えるつどい

憲法改悪ストップ!! のために何をすべきか

講師：木村 朗 氏（鹿児島大学教授・平和学専攻）

日時：2007年5月3日（木）10～12時

場所：宮崎市中央公民館・大研修室



主催：日本科学者会議宮崎支部，宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会



講師プロフィール

木村 朗(きむらあきら) 鹿児島大学教授(平和学・国際関係論専攻)。1954年8月生まれ。現在、地域から市民が「創る平和」という視点で安保・沖縄問題を追及すると同時に、旧ユーゴ紛争に代表される民族・ナショナリズム問題や国連平和維持活動(PKO)問題、原爆投下・核問題、9・11事件以後のアメリカ帝国や世界秩序などを主な研究テーマにしている。また、1997年2月から月1回のペースで社会人も参加できる「平和問題ゼミナール」を開講し、平和研究・教育・運動の三位一体を実践している。かごしま九条の会幹事。



「憲法改悪ストップ!! のために何をすべきか」

木村 朗 (鹿児島大学、平和学専攻)

☆ブッシュ政権の登場—ミサイル防衛 (MD) を含む宇宙軍事化計画の推進、CTBT (包括的核実験停止) 条約の死文化と NPT (核不拡散) 体制の形骸化、ABM (大陸間弾道弾ミサイル) 制限条約の撤廃、京都議定書の批准拒否、世界人種差別会議への不参加、小型武器の規制強化への反対、生物・化学兵器禁止条約の批准拒否、国連 PKO (平和維持活動) からの撤退、貿易における保護主義的措置の導入、極端な親イスラエル政策への傾斜、北朝鮮・中国敵視政策への転換等、単独行動主義 (ユニラテリズム) への傾斜

※先制攻撃・予防戦争戦略の危険性、イラン核開発と北朝鮮の核実験という二つの危機

※イスラエル・米国によるイランへの核攻撃の可能性

※朝鮮半島危機の再浮上と日本の核武装論議

☆小泉政権から安倍政権へ

※本格的な改憲 (志向) 内閣の登場—監視社会・軍事社会の到来、教育とマスメディアを通じた国民の統制、国民保護計画の欺瞞性、共謀罪の危険性

※米軍の世界的再編と日米軍事同盟の強化—忍び寄る軍産 (学) 複合体の脅威、解釈改憲による集団的自衛権行使、防衛省昇格と海外派兵の恒常化=「戦う軍隊」となる自衛隊

※グローバリゼーションの浸透—弱肉強食の新自由主義 (市場経済万能主義)、勝ち組と負け組=「格差 (階級) 社会」の拡大、小さな政府と競争・効率、規制緩和と構造改革

1. 9・11事件と世界秩序の動揺・再編

(1) 9・11事件とは何であったのか—その意味と背景をめぐって

(2) 新しい帝国秩序とネオコン (新保守主義) —「戦争国家」・「警察国家」への道

※ 21世紀の世界における、真の意味での「悪の枢軸」四カ国の登場—アメリカ、イスラエル、イギリス、日本 (=第二のイギリス)

※ 中東「民主化」ドミノ理論の意味するもの

(3) 「正義の戦争」とアメリカ—原爆と劣化ウラン弾を結ぶもの

※ アフガニスタン攻撃・イラク攻撃とは何であったのか

※ 「グローバリゼーション」の矛盾—「世界のアメリカ化」と絶対的貧困の拡大

2. 日本の政治状況の変遷と今日の姿—事態をここまで悪化させたものは何か

(1) 偽りの「政治改革」の10年—「国際貢献」と「選挙改革」への矮小化

※ 海外派兵と集団的自衛権への願望、小選挙区制導入と「二大政党制」への幻想、「普通の国家」・「普通の軍事同盟」・「普通の軍隊」への変貌

(2) 戦後史の転機としての第145回国会 (1999年)

(3) 1930年代との比較—経済危機と国家主義・ファシズムの台頭

※「戦後民主主義」の自壊と「静かなクーデター」の進行（マスコミ・教育における国家統制の強化・拡大、シビリアン・コントロールの形骸化、議会の硬直化、司法の反動化、国民の総保守化・右傾化など）

(4) 権力とメディアの一体化ー「情報操作」と「翼賛状況」

※北朝鮮報道の偏向と「軍事大国」への衝動ー歪曲したナショナリズムの台頭



「拉致問題」と「不審船問題」を契機とする排外主義の噴出

※「法治国家」・「独立国家」からの転換と「戦争国家」・「警察国家」への道

※「ミサイル防衛構想」への全面的参加、「武器輸出三原則」の放棄、集団的自衛権へのなし崩しの転換、渡洋（敵基地）攻撃能力の保有と「核武装」論、

☆東アジアにおける平和秩序の構築に向けて何ができるかー「非核神戸方式」と東北アジアの非核地帯化構想を中心にー

<東アジアの平和秩序の構築に向けての提言>

①国家・中央中心の「軍事的安全保障」から市民・地域が主体の「人間の安全保障」へ

※「非核神戸方式」から「無防備都市宣言」、そして東北アジア非核地帯化の設置へ

※「敵対的安全保障」から「共通的安全保障」へ

※「消極的安全保障」から「積極的安全保障」へ

②原爆神話からの解放と核抑止論の克服

③日韓中台、あるいは日米の市民レベルでの交流と連帯の強化

④市民による独立したメディアの育成とネットワーク化

⑤「核の傘」からの離脱と原子力政策の転換の必要性ー日本の核武装を防ぐために

⑥東アジアにおける「過去の精算」の重要性ー日本の歴史的責任

3. 日本と世界の閉塞状況の打開と新しい方向性を求めて

(1) アメリカの暴走をいかにして止めるか

①国連の権威・権限の強化、②同盟国・友好国の距離と主体性、③国際世論による圧力の高まり、④米国民の覚醒とアメリカ世論の再生

※イラク開戦前の世界中での反戦・平和運動の高揚、インターネットを通じた市民・平和運動の新しいネットワーク化の動き、世界社会フォーラムを通じた反グローバルイゼーション運動の新しい問題提起の動きなど

(2) 21世紀における日本の選択

①大国幻想の放棄と中堅国家構想の必要性、②「平和立国」・「人道（人権）立国」・「環境（福祉）立国」・「教育（技術）立国」への道

※ 地域レベルでの様々な異議申し立ての新しい動き、自治体・NGO・個人各レベルでの多元的な取り組み、住民投票・インターネット投票などを通じた市民の新しい政治参加の形態、独立した市民メディア・地域メディア設立の試み

「憲法改悪ストップ!! のために何をすべきか」

防衛庁の「省」昇格と自衛隊の海外活動を「本来任務」に格上げする関連四法が昨年12月15日に成立し、「防衛省」が今年の1月9日に誕生することになった。また同日、国家に忠実な従属的国民の育成を狙いとする教育基本法「改悪」法案も強行採決され、日本は「平和憲法」の下で事実上の「戦争国家」「軍事国家」への道を本格的に踏み出すことになった。なぜ日本は、このような「倒錯した異常な事態」を迎えるにいたったのであろうか。2007年の念頭に、こうした事態をまねくことになった根本原因と今日の危機的状況から抜け出す道を考えてみたいと思う。

1989年から1991年にかけてソ連・東欧圏の崩壊という形で冷戦が終了すると合わせて、新たな世界秩序と社会秩序が模索され始めた。本来ならば、「ソ連」「共産主義」という強大な敵・脅威がなくなった冷戦終結時において、ワルシャワ条約機構のみならず NATO も日米安保条約も消滅するはずであった。しかし、実際には、解体の危機に瀕した世界的規模の軍産複合体による死にもの狂いの巻き返しが行われた結果、湾岸戦争とバルカン戦争などの地域・民族紛争が相次いで引き起こされ、NATO 新戦略と日米安保再定義など通じて軍事同盟が冷戦終了後も生き残ることになった。こうした傾向は、2001年に米国中枢で生じた9・11事件によって加速され、内外の公的秩序（国際法秩序・憲法秩序）と「法の支配」が徐々に破壊されつつあるといえよう。すなわち、9・11事件を契機に、米国のコントロールに服さない「ならず者国家」と並んで「テロ（支援）国家」「テロリスト」が新たな敵・脅威として策定され、「新たな戦争」「（終わりのない）対テロ戦争」が発動され、「安全」のためには「人権」の制限もやむを得ないとする「監視社会化」が急速に進むことになったからである。

日本では、冷戦が終結した90年代初めに、米国からの圧力を背景に、内なる「政治改革」と外となる「国際貢献」が模索され始め、小選挙区制を柱とする選挙区制度が導入され、軍事的国際貢献としての自衛隊の海外派遣（＝国連 PKO への参加）が実施されることになった。また、グローバリゼーション（＝米国流資本主義の世界化）に合わせて新自由主義的経済政策、すなわち「規制緩和」「小さな政府」をスローガンとする「構造改革」が推進される格差社会の拡大をもたらすに至っている。さらに、9・11事件以降、米国の「対テロ戦争」を全面的に支持して戦後初めて自衛隊を戦地に派兵すると同時に、米軍の軍事革命を背景とする世界的再編に合わせた日米軍事同盟の強化・拡大、すなわち米軍と自衛隊の一体化を推し進めようとしている。そして、米国の「ミサイル防衛」戦略への積極的参加は、「対テロ戦争」戦力への全面的協力とともに、平和憲法が禁止する集団的自衛権の行使に事実上つながる道であり、武器輸出禁止原則の緩和や非核三原則の見直しは日本においても軍産複合体の誕生を告げようとするものであるといえよう。

このような「戦争国家」「監視社会」への道を阻むためには何が必要であろうか。そこで、現時点で暗転しつつある時代状況を反転させるために何をするべきかについて重要と思われる課題を列挙するとすれば、以下の通りである。

1. 非民主的な小選挙区制度の撤廃と比例代表制を中心とする民主的選挙制度の導入
2. 日米安保条約の段階的廃棄と米軍基地の漸次的撤去、それに代わる日米友好条約の調印とアジアにおける多国間安全保障機構の構築（東アジア共同体の実現を含む）
3. 自衛隊・基地の縮小・再編（＝非軍事・民生の国際協力組織への改編を含む）と防衛費の大幅削減
4. 朝鮮半島の非核化を含む東北アジアの非核化の実現（非核三原則の法制化と核兵器全面廃絶に向けてのリーダーシップの発揮）
5. 権力とメディアによる情報操作に対する市民の批判的精神・独立した思考の涵養、独立した市民メディアの育成
6. 権力（国家・政府）と資本（大企業・大銀行）に対する市民の監視の強化→軍産複合体の縮小・解体（＝戦争経済から平和経済への転換）
7. 国内外の市民による連帯・交流の強化（特に、日韓、日米の市民間のネットワークの形成と拡大）
8. 憲法九条の具体化としてのさまざまな国際協力活動の推進
9. 国連の全面的民主化と根本的変革への着手（脱国家化と脱大国支配の実現）
10. 大国主義からの脱却と小日本主義への転換（軍事大国への志向の放棄、平和・人道・福祉大国への選択）

「戦後レジームからの離脱」を志向する安倍政権は、「美しい国」をめざすと言いながら、共謀罪創設法案・国民投票手続き法を早期成立を求めているばかりでなく、最終的には平和憲法を改悪して海外で侵略行為を繰り返すような「戦争の出来る国」に日本を改造しようとしている。

時代状況は（特に日本において）ますます悪化しつつあると言わざるを得ないが、今年は何とかこうした流れを阻み、それを反転させて明るい展望につなげることができるように、身近な仲間・家族や志・思いを同じくする日本全国や世界（特にアジア）の皆さんと手をつないで前向きに取り組んでいきたいと心から願っている。

2007年5月3日

木村 朗（鹿児島大学教員、平和学専攻）

改憲手続法案 与党案・民主党案と「修正案」

与党修正案 070327提出
民主党修正案 070410提出

No	項目	与党案		修正案	民主党案	0612 異同	異同	備考・論点
		原案	修正案					
1	対象	改憲国民投票	「憲法改正を要する問題、対象となり得る問題での国民投票制度」について速やかに検討を加え、必要な措置を講じる。	「憲法改正の対象となり得る問題など別法で定める問題」も対象とする。施行までに別法を整備。	改憲国民投票+国政問題国民投票	△	△	原案よりは接近。別法、必要な措置に先送りするが、民主党は国民投票導入が前提。「政治的対抗軸」の要素も強いと思われる。
2	投票権	満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 公選法等の改正までは満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 経過措置は規定せず。	満18歳以上 国会議決で満16歳以上	○	○	「公選法・民法等」が改正されなかった場合に違いがある。
3	賛否の記載	賛成○、反対×の 自書	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効	○=自書、反対=記載 なし	△	●	「賛成票+反対票」とする「修正案」の「投票総数」は、有効投票数の「言葉の言い換え」で最低投票率は「一致して拒否し、「少数の賛成で改憲」の危険は変わらない、多数の意思のみ改正ができる硬性憲法の意味を没却(★)。
4	国民の承認	有効投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超	●	●	
5	国民投票運動を禁止する特定公務員	運営委員・職員、広報協議会事務局職員 裁判官、検察官、公安委員、警察官	運営委員・職員、広報協議会事務局職員	運営委員・職員、広報協議会事務局職員	運営委員・職員、広報協議会事務局職員	●	●	裁判官、検察官、警察官の「運動の自由」を認めた。
6	地位利用による国民投票運動の制限	公務員等、教育者 違反に罰則	公務員等、教育者 違反に罰則	公務員等、教育者(特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力) 違反に罰則は設けない	(規定なし)	●	●	与党修正案は061214で確認した政治的行為の制限排除を復活させた。組合活動を含む組織的「地位利用」の罰則はなくなっているが、禁止規定は生きているから行政処分の対象とはならない。改憲派首長や行政トップの武器になり、威嚇的效果は大(★)。
7	公務員の政治的行為の制限	(規定なし)	適用除外は規定せず。 施行までに国公法等について必要な改正法を行う。	国民投票運動や意見の表明については、国公法等の政治的行為の制限は適用しない。	(規定なし)	△	△	
8	政党等による放送、新聞広告	政党に無料放送、会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広告を広報に組み込む。政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の団体に行なわせることができる。放送、広告の一部を政党の指名する団体に行なわせることができる。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広告を広報に組み込む。政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の団体に行なわせることができる。政党に無料新聞広告。賛成の政党、反対の政党に同一の寸法、回数。	政党に無料放送、会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	○	○	「会派比例」から「賛否平等」にスライドしたが、政党以外の団体には直接は認めず。政党の広告が広報協議会が行う広報に組み込まれ、全体が「改憲案を各党宣伝する改憲キャンペーン」とされる危険が生じた。06年12月時点では記載なし(★)。
9	国民投票運動のための広告放送	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	投票日の14日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	投票日から投票日まで全期間、テレビ・ラジオによる広告放送の全面禁止	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。	△	△	与党修正案は7日を14日にしただけで本質は変わらず。「カネで憲法を動かす」危険が大(★)。この点では、民主修正案は全面禁止に踏み込んだ。放送法第3条は河案提出段階で加わった。
10	多数人買収罪	もうける	「明示的な勧誘」等の限定を付して規定。	「明示的な勧誘」等の限定を付して規定。	(規定なし)	●	●	運動への弾圧・干渉に利用される危険。
11	施行日審査会の権限	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結	2年 (凍結規定なし)	2年 (凍結規定なし)	●	●	発議のための審査だけ凍結し、国会法改正施行。審査会は動き出し、改憲に向けた調査検討や改憲案の作成は可能(★)。
12	発議単位	内容において関連する事項ごと	内容において関連する事項ごと	内容において関連する事項ごと	内容において関連する事項ごと	●	●	「関連」は発議する国会の認定にかかるとは限らない(★)。

(★) 深刻な問題を残している部分
異同 ●=完全一致、○=ほぼ一致、△=不一致
「0612異同」は12月14日発表の修正案の異同。一は当時は規定なし。

くろしお 手土産は無用 宮崎日日新聞 2007年4月27日

少年院やかつての職場などを視察しても支持率は低空飛行を続けている。残るは外交とばかり安倍首相は手土産を持って米国へ飛んだ。これまた左右から非難を浴びている。

手土産とは、米軍を支援するイラク特措法の延長と集団的自衛権の見直しにほかならない。野党は特措法延長に猛反発し、与党内も集団的自衛権見直しへ慎重論がくすぶる。そういえば、6年前の日米首脳会談で小泉前首相がブッシュ大統領に鎬矢を贈っていた。

翌年来日した大統領は「贈り物をくれた彼は『これは自由を守り抜くために勝たなくてはならない戦いだ』と私に言った。...あなた方みなさんに確約する。自由は勝つ」と演説した。その後、アフガニスタンやイラクはどうなったのか。

戦う前に勝負は決まっていた。米国は「ならず者国家」の防衛費の36倍にあたる年間60兆円の軍事予算を持っていたのだから。アフガニスタンに難民があふれ、イラクは内戦状態と言っている。これが「解放」なら、出来の悪い西部劇より始末におえない。

集団的自衛権とは「同盟国の米国が攻められた時、日本も一緒に戦う権利」だろう。その行使は憲法上許されないのに、安倍首相の真意は解釈を変更することにある。戦争を放棄した九条との整合性に疑義も生まれ、法は骨抜きとなる。

価値観を武力で押しつけても憎しみが残り、悲しみは連綿と続くだろう。憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とうたっている。いま一度そらんじたい。

くろしお 国家の強制テスト 宮崎日日新聞 2007年4月25日

小学6年生と中学3年生が全国学力テストの国語と算数(数学)試験に臨んだ。文部科学省の定義する学力とは「読み、書き、そろばん」の思考で停止しているのだろうか。

公立学校に加え、該当学年のある県内六私立中も参加した。学力試験で実施されない英語、社会、理科、音楽や図工も重要で社会に出てから役に立つことも多く、話の糸口となったりする。そもそも全員に課す必然性を感じない。抽出試験で十分という気がする。

テストは各都道府県の学力を把握することを目的にしている。しかし文科省の主眼は各学校の課題をあぶり出し、指導力を強めることにある。結局は競争や格差を生み出すだけだろう。40年前に打ち切られた弊害は生かされていない。

文科省方針に疑問を持った全国の4割の私立学校と愛知県犬山市教委は参加しなかった。首相直属の教育再生会議は教育委員会への国の権限を強めるよう提言した。これに地方は“分権に逆行する”と猛反発したのに、今回のテストにだんまりを決め込んでいる。

皮肉にも、「ゆとり教育」世代の高校3年生を抽出した学力調査では結果も学習意欲も上向きの傾向であることが分かった。社会で求められる学力とは、課題を自ら見つけ、柔軟な発想で協議し論理的に解決していく思考法ではないか。

哲学者のオルテガは「人間はおのれの人格の上へのしかかる国家とかいう無表情な名で呼ばれる集団の、その恒常的な強制から自力でのがれだすことができるほどの自由を持たない」と述べた。児童生徒もその強制から逃れられなかった。

社説 国民投票法案 改憲論議はもっと時間かけよ 宮崎日日新聞 2007年4月14日

あれよあれよという間にもうここまで来たか…という印象である。

憲法改正手続きを定める国民投票法案の与党修正案が、民主党など野党が反対する中、自民、公明両党の賛成多数で衆院を通過、参院に送られた。今国会中の成立は確実とみられる。

国民投票法案は手続き法とはいえ、憲法改正と密接に絡む重要法案だ。

与党と民主党との法案修正協議が決裂、対立点を残したまま採決されたことは極めて残念な事態である。

また任期中の改憲を目指し、同法案の今国会成立を「改憲への一里塚」とする安倍晋三首相の「前のめり」姿勢が見受けられたことも気になる。

■法案の内容は生煮え■

同法案の目的は、国会が発議する憲法改正案への賛否を、主権者の国民に直接問い掛ける仕組みづくりだ。

もともと与野党が民意をくみ取りつつ、粘り強く審議を重ねて「公正、公平、中立」な制度の実現に向け、合意を得るのが筋だったはずである。

一政権の政治的思惑に左右されてはならないことは言うまでもなく、この原則を無視した安倍政権と、それを許した民主党など野党の責任は厳しく問われなければならない。

法案内容も生煮えの点が多くあり、十分審議を尽くしたとはとても思えない。問題点の検討を先送りするような「付則」が何箇所もあることがそれを裏付けている。

与党修正案は国民投票の対象を「憲法改正」に限定しているが、民主党が主張する「一般的国民投票」制度については態度を鮮明にしていない。

対象に加えるかどうか、付則で「間接民主制との整合性の観点などから検討を加え、必要な措置を講ずる」とすることにとどめているからだ。

■改憲、護憲派から批判■

民主党修正案で「適用除外」とされた「公務員の政治的行為の制限」に関しても、原則として制限するが「賛否の勧誘や意見表明は制限されないよう検討」との付則がつけられたことなどが、その例である。

投票権者年齢やテレビCMの規制期間をめぐっては、与党と民主党とで最終的な歩み寄りができず、平行線のまま終わっている。

それだけではない。国会の外からも公務員、教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定に罰則がないことへの批判がある。

また有効投票数の2分の1とされた「過半数」の定義の見直しや、最低投票率制度の必要性を強調する意見など改憲、護憲派の双方から問題点が指摘された。今回の採決は時期尚早の「見切り発車」との批判は免れまい。

昨年来、与党は衆院憲法調査特別委員会を舞台に、民主党との修正協議を続けてきた。

憲法改正案の発議には、衆参両院で「3分の2」以上の賛成が必要なことを考えると、民主党の協力が得られない限りは不可能であり、国民投票法が成立しても「砂上の楼閣」になってしまうからだ。

しかし、憲法改正を夏の参院選の争点にしたい安倍首相と、与党との対決姿勢を鮮明にしたい小沢民主党との思惑から、国民投票法案は「政局マター(事柄)」になってしまった。

法案審議はこれから参院に舞台を移す。衆院に対して「抑制、均衡、補完」を旨とする参院が、良識と独自性を発揮することを強く望みたい。

社説 改正教育基本法成立 教育を国家のものにするな 宮崎日日新聞 2006年12月16日

政府、与党が最重要法案と位置付けていた改正教育基本法が成立した。1947年の施行以来、教育基本法は日本国憲法と一体だった。

未来を展望した骨太の論議もない。タウンミーティングの「やらせ質問」の世論偽装で国民にも分かったように民意をないがしろにしてきた過去の教育行政の検証もない。その揚げ句、内閣不信任決議案などが飛び交う中での数を頼りにした与党側の採決である。

教育が政治に翻弄（ほんろう）されてはならない。安倍晋三内閣は歴史に大きな禍根を残したと言わざるを得ない。

■能力主義助長の危険■

現行法が目的に掲げている「人格の完成」は改正法にもそのまま残ったが中身は変質した。個人としての完成をまず目指すという意味は薄れ、「国を愛する態度」などを身につけた国民の育成が前面に出てきた。教育目標に新たに「公共の精神」「伝統と文化」などの理念を掲げたのもそのためだ。

だが、何を「国を愛する態度」と考えるかは人によって異なるはずだ。改正法に基づいて学習指導要領の改定が行われるが、いろいろある理念を行政が一つの形に決めて現場で強制するようなことでは、憲法の保障した良心の自由の侵害となる。心の中にズカズカと入り込んではいく。

改正法には教育の格差を認める文言がある。例えば、現行法の条文には「能力に応ずる教育」と定められていたが、それが改正法では「能力に応じた教育」と変わってしまった。

松山大の大内裕和助教授によれば、「能力に応ずる教育」は能力の格差を解消していく方向で教育機会を保障することが目指されていたが、「能力に応じた教育」は能力の上下によって教育機会が差別的に配分されることを認める表現になっており、能力主義を助長する危険性は極めて高いという。

■教育介入歯止めなし■

改正法では政治が教育内容に踏み込むことができる道が開かれた。現行法には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきものである」という条文があり、これが政治の教育介入への歯止めになっていたのだ。

改正法はどうなったか。確かに「教育は、不当な支配に服することなく」との文言は残ったが、その次の「国民全体に…」は削除され、「この法律及び他の法律によって行われるべきものであり」との新たな文言が加わった。政府は「法に基づく命令、指導は不当な支配ではない」との立場だ。

政府が教育の振興基本計画を定めるとの条文も、国のコントロールを強めることになる。国会で多数派をとれば教育内容に介入できる道が開かれたということだ。政権が代わると、教科書記述が変わるようなことでは現場は混乱するばかりだ。

現行法は戦前、過度の中央集権の下で画一的な統制に陥り、地方の実情と個性に応じた教育が行われてこなかったことの反省の上にある。文部官僚が戦前の教育についてこう書いている。

「国の教育行政への態度はのびのびした教育環境を作り出して教育を豊かに明るく伸ばすというより、監督々々でいじけさせてしまう方が多かった」

学力テストの最高裁判決（1976年）がある。憲法原理をもとに、教育内容にかかわる国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請されるとしている。これを忘れてはならない。

社説 全国学力テスト 競争あおらぬ冷静な対応望む 宮崎日日新聞 2007年4月26日

「ゆとり教育」批判がこんな形で具体化されてきたとみていい。その実施の姿勢にも性急な印象は否めない。

文部科学省の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が行われた。全児童・生徒対象の一斉テストは43年ぶりである。

全国で小学校6年、中学校3年の233万人余がテストに臨んだ。不参加は公立では愛知県犬山市教育委員会、私立は約4割だった。

本県でも小中の約420校、約2万4千人が問題に取り組んだ。

結果を直接に学校評価に結び付けて序列化したり、いたずらに競争をあおらないよう冷静な対応が必要だ。

■序列化過熱する恐れ■

調査目的に挙げられているのは、国の教育施策検証と、学校の教育改善の二つだ。

まず問題なのは、結果を受けて国としてどう対応するのか、基本的な構えが見えてこないのだ。

「結果の悪い学校の底上げにつなげたい」（文科省）という考えの一方で「教育の質の高い学校を予算で優遇」（教育再生会議）などの案や、学校選択制度の全面的導入につなげようという動きもある。

結果を受けてどうするのか。肝心な部分を明らかにしないのは無責任のそしりを免れない。格差解消の手だても示さないまま競争強化に向かう…。それが正直な印象だ。

もう1つある。教委、学校による教育改善も「全国的な状況との関係において自らの教育の結果を把握し改善を図る」という触れ込みだ。

つまりは序列を知り順位を上げる努力をしろ、ということになる。

順位が独り歩きすれば、競争に勝つことが自己目的化するのでは避けようがない。

■国の教育介入が進む■

結果公表についても、文科省は「個々の学校名を明らかにした公表はしない」とし、序列化や過度な競争につながらないよう配慮を求めている。

しかし一方で、「市町村教委・学校は結果を保護者に説明することができる」ともしている。リスクの種をまきながら「後は知らない」と言っているようなものではないか。

結局、結果をどう公表するかなど責任はすべて教育現場を預かる教委、学校にのしかかってくる。

一つ対応を誤って競争過熱ということになれば、地域で積み上げた多くの創意工夫などひとたまりもない。

今回のテストで測れるのは、特定の教科のごく一部の学力でしかないことを肝に銘じてほしい。

その結果を過大に扱い、学校選択の道具や教員評価に直結させることにでもなれば、学校に「テストのための勉強」がはびこり、現場主義の教育改革など一気に押し流されてしまう。

政府の言う義務教育の構造改革は、学習指導要領という計画と学力テストという検証に国が責任を持つものだ。

だが、計画と検証を握れば国のコントロールが強まり、教育の地方分権など絵に描いた餅もちになる。

国の政策検証のためのテストなら全員対象でなく抽出調査で十分であり、現場の検証は教委と学校が自らの責任で行うのが基本ではないか。

「自ら学ぶ力」をどう育てるか。その主役は市町村教委、学校である。全国学力テストという「おぼけ」に振り回されてはいけない。

「暗転する時代状況を反転させるために何をすべきか」

木村 朗 (鹿兒島大学、平和学専攻)

☆ブッシュ政権の登場一ミサイル防衛 (MD) を含む宇宙軍事化計画の推進、CTBT (包括的核実験停止) 条約の死文化と NPT (核不拡散) 体制の形骸化、ABM (大陸間弾道弾ミサイル) 制限条約の撤廃、京都議定書の批准拒否、世界人種差別会議への不参加、小型武器の規制強化への反対、生物・化学兵器禁止条約の批准拒否、国連 PKO (平和維持活動) からの撤退、貿易における保護主義的措置の導入、極端な親イスラエル政策への傾斜、北朝鮮・中国敵対政策への転換等、単独行動主義 (ユニラテラリズム) への傾斜
※先制攻撃・予防戦争戦略の危険性、イラン核開発と北朝鮮の核実験という二つの危機
※イスラエル、米国によるイランへの核攻撃の可能性

※朝鮮半島危機の再浮上と日本の核武装論議

☆小泉政権から安倍政権へ

※本格的な政変 (志向) 内閣の登場一監視社会・軍事社会の到来、教育とマスメディアを通じて国民の統制、国民保護計画の欺瞞性、共謀罪の危険性

※米軍の世界的再編と日米軍事同盟の強化一恐ろしい軍産 (学) 複合体の脅威、解散改選による集団的自衛権行使、防衛省昇格と海外派兵の恒常化＝「戦う軍隊」となる自衛隊
※グローバル化一インテリゲンチアの浸透一弱肉強食の新自由主義 (市場経済万能主義)、勝ち組と負け組＝「格差 (階級) 社会」の拡大、小さな政府と競争・効率、規制緩和と構造改革

1. 9・11事件と世界秩序の動揺・再編

(1) 9・11事件とは何であったのか一その意味と背景をめぐって

(2) 新しい帝国秩序とネオコン (新保守主義) - 「戦争国家」・「警察国家」への道

※ 21世紀の世界における、真の意味での「悪の枢軸」四カ国の登場一アメリ

リカ、イスラエル、イギリス、日本 (=第二のイギリス)

※ 中東「民主化」ドミノ理論の意味するもの

(3) 「正義の戦争」とアメリカ一原爆と劣化ウラン弾を結ぶもの

※ アフガニスタン攻撃・イラク攻撃とは何であったのか

※ 「グローバル化」の矛盾一「世界のアメリカ化」と絶対的貧困の拡大

2. 日本の政治状況の変遷と今日の姿一事態をここまで悪化させたものは何か

(1) 偽りの「政治改革」の10年一「国際貢献」と「選挙改革」への矮小化

※ 海外派兵と集団的自衛権への願望、小選挙区制導入と「二大政党制」への幻想、「普通の国家」・「普通の軍事同盟」・「普通の軍隊」への変貌

(2) 戦後史の転機としての第145回国会 (1999年)

(3) 1930年代との比較一経済危機と国家主義・ファシズムの台頭

※ 「戦後民主主義」の自壊と「静かなクーデター」の進行 (マスコミ・教育における国家統制の強化・拡大、シビリアン・コントロールの形骸化、議会の硬直化、司法の反動化、国民の総保守化・右傾化など)

(4) 権力とメディアの一体化一「情報操作」と「翼賛状況」

※ 北朝鮮報道の偏向と「軍事大国」への衝動一歪曲したナショナリズムの台頭

「拉致問題」と「不審船問題」を契機とする排外主義の噴出

※ 「法治国家」・「独立国家」からの転換と「戦争国家」・「警察国家」への道

※ 「ミサイル防衛構想」への全面的参加、「武器輸出三原則」の放棄、集団的自衛権へのなし崩しの転換、渡洋 (敵基地) 攻撃能力の保有と「核武装」論、

☆ 東アジアにおける平和秩序の構築に向けて何ができるか一「非核神戸方式」と東北アジアの非核地帯化構想を中心に

＜東アジアの平和秩序の構築に向けての提言＞

① 国家・中央中心の「軍事的安全保障」から市民・地域が主体の「人間の安全保障」へ

※ 「非核神戸方式」から「無防備都市宣言」、そして東北アジア非核地帯化の設置へ

※ 「敵対的安全保障」から「共通的安全保障」へ

※ 「消極的安全保障」から「積極的安全保障」へ

② 原爆神話からの解放と核抑止論の克服

③ 日韓中台、あるいは日米の市民レベルでの交流と連帯の強化

④ 市民による独立したメディアの育成とネットワーグ化

⑤ 「核の傘」からの離脱と原子力政策の転換の必要性一日本の核武装を防ぐために

⑥ 東アジアにおける「過去の清算」の重要性一日本の歴史的責任

3. 日本と世界の閉塞状況の打開と新しい方向性を求めて

(1) アメリカの暴走をいかにして止めるか

① 国連の権威・権限の強化、② 同盟国・友好国の距離と主体性、③ 国際世論による圧力の高まり、④ 米国民の覚醒とアメリカ世論の再生

※ イラク開戦前の世界中での反戦・平和運動の高揚、インターネットを通じた市民・平和運動の新しいネットワーク化の動き、世界社会フォーラムを通じた反グローバル化運動の新しい問題提起の動きなど

(2) 21世紀における日本の選択

① 大国幻想の放棄と中堅国家構想の必要性、② 「平和立国」・「人道 (人権) 大国」・「環境 (福祉) 立国」・「教育 (技術) 立国」への道

※ 地域レベルでの様々な異議申し立ての新しい動き、自治体・NGO・個人各レベルでの多元的な取り組み、住民投票・インターネット投票などを通じた市民の新しい政治参加の形態、独立した市民メディア・地域メディア設立の試み

第五福竜丸平和協会

主催 3・1ピキニ記念

のつどい開かる

(リード)

ピキニ水爆実験被災 53 周年の 3・1ピキニ記念のつどいは、二月四日、第五福竜丸展示館からほど近い夢の島マリナーナ会議室にて開かれました。

つどいには六六人が参加、冒頭に主催者を代表して第五福竜丸平和協会の川崎昭一郎会長から「科学者と核産物〜」と題する特別報告がありました。

つづいて鹿児島大学の木村朗さんを講師に、一時間十五分の講演と三分余の質疑応答がおこなわれ、核兵器問題、戦争が絶えない今日の国際情勢を考えあうつどいとなりました。以下に講演の要旨を掲載します。文責 編集部

講演 核をめぐる危機とチャンス〜ヒロシマ・ナガサキ・ピキニ核の惨禍から絶へ

木村 朗

「世界」を読み解く視点

私はピキニ事件が起きた一九五四年の小倉生まれです。小倉は二番目の原爆が長崎ではなく小倉に投下される予定であったということと今日の

テマとなつていっているヒロシマ・ナガサキ・ピキニとも関連するめぐり合わせを感じています。

私は旧ユーゴスラヴィアの政治外交史、とりわけ(旧)ユーゴと(旧)ソ連の対立をテマとした国際政治、国際関係論を専門分野としており、現在は原爆投下問題の見直しをはじめ、「九・一一」(米同時多発テロ事件)以降のアメリカと世界秩序の動きなどを研究テーマとしています。

さて、一見複雑に見える国際政治も実は単純に見ることが可能です。今、アメリカはこれまでにいわれてきた「抑止するための核」から「使うための核」へと転換し、核を使つた先制攻撃もありうるという危険をつくりだしています。なぜこのような状況なのか、その根本原因をつきとめて、発想の転換が行われるならば危機をチャンスに転換できるのではないのでしょうか。

また、ソ連が崩壊し冷戦が終結したといわれたとき、世界は平和になると考えられましたが、しかし巨大な軍事同盟機構のNATOは残り、アジアでは日米安保条約が再定義されて存続しています。これらのことは、国際政治の主体を「政府」「国家」というレベルだけで見てもその根本原因はわからなないのだと思います。国家の政策に影響力のある組

織や集団、勢力の意志との関係を見ていく必要があります。

ヒロシマ前、ナガサキ後

ハンガリーからの亡命物理学者で、マンハッタン計画にも携わったレオ・シラードは、日本の原爆投下をやめさせようと米大統領にはたらきかけた人です。

これが拒否されて実際に日本に原爆が投下されたことを知って、「これまでに人類にとつての禍いはナチス・ドイツだと考えて原爆開発に協力してきたが、現在もつとも世界にとつて禍い、脅威となる存在になりつつあるのはアメリカだ」と訴えました。

そして、「降伏寸前の日本に対して、無警告で原爆攻撃を行えば、アメリカの国際的信用、道徳的地位を失墜させることになるだろう」と批判しました。

さらに「戦後の核の国際管理を巡じた核廃絶の実現は不可能になる、ソ連の原爆開発は必ず早まるだろうし、また際限のない核軍拡競争が行われるだろう」と指摘しました。このシラードの「予言」は不幸にも現在の世界で実現してしまいました。冷戦終結後の今日も数万発の核兵器が存在し、「作られた脅威」を前提に不必要な兵器の蓄積と保有が行われているわけですが、これはまったく愚かであると同時に狂気でもあると思います。

原爆の投下は軍事的にも必要だけでなく道徳的にも許されない非人間的な行為です。アメリカでは、日本の加害問題やパール・ハーバー(奇襲攻撃)とから初めて原爆投下を論じたりしますが、原爆のようないかなる大規模破壊兵器の使用を正当化することは、本来、どのような国家であろうと、どんな状況、理由があろうとも許されず、全否定されるべきものです。

広島・長崎への原爆投下について、これを避けるため選択肢は、いろいろな時点でありました。しかしポタンの掛け違いが連続しておこつたといえます。第一に「幻のナチスの核」に怯えて原爆を開発した、という原点。これを否定しない限り核抑止論は克服できません。第二にナチスの核開発断念の情報がもたらされた時点でアメリカも核開発を中止するといふ選択肢があつたはずですが、また、日本の降伏の見通しが明確だった状況で投下三の選択肢もありました。

ここにアメリカが自らの戦争犯罪を隠蔽するために作り出した「原爆神話」一原爆投下による早期終戦、人命救済一の捏造が見えてきます。死の商人=軍産複合体の影さらけにえば、原爆投下は避けられただけでなく、意

とも納得がいきま。第二次世界大戦後、アメリカが関わったほとんどの戦争の背後に「死の商人」が強く影響していたと考えられます。彼ら「死の商人」は、戦争は最大のビジネスチャンスと考

対子口戦争の虚構性

「九・一一」についてもしかりです。現在の混乱・混乱を意図的に発動するためになされた事件であつたと考えられるいくつかの証拠が出てきています。そして「対子口戦争」という思想を立ち上げ、幻の冷戦が終結した後に、新しい幻の戦争を作り出したのです。

現在、北朝鮮の情勢も危機が去つたかのように一般に言われていますが、実は必ずしもそうではありません。アメリカが軍産(学)複合体の思惑のまま、無秩序な混沌状況に突き進んでいく選択肢も残されていきます。もちろん危機を回避し、東アジア共同体のような多国間安全保障を確立することも可能であり重要で

危機からチャンスへの転換を!

アメリカはまたNPT体制の機能不全も目論んでいま

図的に、ある特定の目的をもつてなされたともいえるのではないかと考えられます。そのひとつは新型兵器の実戦使用と人体への影響を調査する千載一遇の機会とすると考え

イギリスのブラッケット教授は、「(日本への)原子爆弾の投下は、第二次大戦の最後の軍事行動であつたというよりも、むしろ目下進行しつつあるロシアとの冷たい外交戦争の最初の大作戦の一つであつた」と指摘しています。実際のところ、シラードが予言したようにソ連に原爆開発を急がせ、敢えて「冷戦」を世界的規模で発動することに

なつていったわけでは、核軍拡競争を引き起こすことを利益とした人々(勢力)の存在があつたのではないかと、このことでは、軍産産業、兵器商人などとも呼ばれる軍産(学)複合体=「死の商人」の存在に注目すべきです。この軍産(学)複合体の主要企業の代表がマンハッタン計画の暫定会議に参加していたといふ説もあります。これまでも指摘されているように原爆開発=マンハッタン計画では実はなかつたという視点(放射能兵器開発計画とするのが正確)に立つと、核軍拡の悪循環に陥つたほうがかえって都合だと考える存在=勢力があつたこ

います。さらには小型戦術核兵器の研究開発を推し進め、通常兵器との一体化も進んでいます。これらの現状を見ていくと、国際情勢を悪化させている主要な原因を作り出しているのはアメリカです。突出した軍事大国であるアメリカは、チョムスキの言葉を借りるならば、「世界最大のならずもの国家」といえるでしょう。これを支えているのがヨーロッパではイギリスであり、アジアでは残念ながら日本です。

このような状況にたいして、大塚破壊兵器委員会（ハンス・ブリンクス委員長）は「核兵器を生物・化学兵器とともに国際法上で非合法化するべき」とする提言を行いました。昨年九月には中央アジア非核地帯条約が調印されました。東北アジア非核地帯の追求とその実現は、ピースボの梅林さんが提言するよう3+3（韓国、北朝鮮、日本、中国、アメリカ、ロシア）の構想で、非核国への核攻撃の禁止の確約から地域の非核化を作り出していく可能性を持っています。

日本でも「原爆投下を裁く国際民法廷・広島」「劣化ウラン兵器禁止を訴える国際大衆会」が開催されました。また秋葉広島市長、伊藤長崎市長も参加する世界平和市長会議の動きや、中堅国家構想、新

アジェンダ構想、非核自治体宣言都市運動、無防備都市宣言運動など、市民レベル、地域レベルでのさまざまな取り組みや提言がおおきくあります。核兵器と国家の間の矛盾を逆手にとった市民の抵抗を具体的な形にして、新たな展開を作り出すことは可能なのです。

情報操作へのカウンター

パンチ
核軍拡の歴史と「九一一」を研究していると、共通の問題点として実感するのは、政府や権力と一体化したメディアによる情報操作、（不都合な）真実の歪曲や捏造です。そして事実と正反対の「都合のいい神話」が創出されていきます。これらに対抗するためにメディアリアリテラシー（情報を読み解く力）が必要となります。

以前、伊丹万作氏（脚本家、映画監督）が敗戦後に書いた「だまされた者の責任」を読みました。だまされたから責任がないということにはならない。だまされる側の責任こそが問われなくてはならない。知らなかった、やむをえなかったというの、みずからの責任をまつとうしようとする、姿勢を放棄したことになる、というものです。

今、地域から市民が主体となつて平和を作り出していくという発想が重要です。そし

て横のネットワークをひろげていくことが大切だと思えます。さらに権力から独立した、市民による独立メディアの形成が急務だといえます。すでにその芽生えはありますが、ネットなどで市民発信のメディアが成長すること、軍産（学）複合体や情報操作に對抗していくことができると思っています。

（きむらあきさ／鹿児島大学
法文学部教授・長崎平和研究所客員研究員、平和学・国際関係論専攻）

■つどい参加者のアンケートから
「このままつき進めれば必ず第三次世界大戦が起こり核兵器が使われ人類が滅亡するようになる時がくることを実感しました。危機感を持って反核をい続けたいと思います」（60代）

「大きな視点でさまざまなことがハッキリ見えてきました。どんな行動をおこしたらよいか、一市民として知りたいたいと思います」（60代）
「複雑に見えませんが本質は単純。そして背景に何があるのかがよくわかりました」（60代）
「9・11 第五福竜丸のことは知らないことばかりで胸のふるえる思いで聴きました。今こそ声をあげなければと決意しております」（80代）
（『福竜丸だより』334号、2007年3月1日発行）

愚問に

今この事件は、普通の冤罪事件とは事情が違う。冤罪は負ひの重さなどによる理意機關の重大なミスだが、これは警察による冤罪なところでは事件の可解性がきわめて高い。つまり、警察側による犯罪だ。なまじう風にして覆さなければならぬ。冤罪前には警察が犯罪を捜しだしたとしたり、赦すべき冤罪犯罪だ。そこを解明しないことは、再発防止は図れない。愚問は、長期の冤罪に、よき自分の論議など従来の捜査方法を真直すべきだ。自己を贖罪するがあまり、「磨き字」のような建築的な人権を無視したり方

2007年3月18日 平和時報
組織全体の暴走、猛省を

がした。警察と検察はもろく、選挙状を出した原野野郎の責任も大きい。その中で出た地獄の無罪判決は、冤罪の救いだが、冤罪の責任は中卒半端。捜査の違法性も指摘してなければ、ここまで踏み込まなかった。知事や県議会、公選委員も一体何をしていたのか。県民の人権が侵害された。県議も動所を真相解明できないなら、弁護



鹿児島大学法文学部教授(平和学) 木村 朗さん(52)

士などで第三者機関の調査委員会を設置すべきだ。これらの問題を踏まえて、捜査の透明化、可視化を改めて考え直す必要はない。警官、鑑問以上に、弁護士の責任を認めるべきだと考える。取り調べがつかず、自業を塗るまで出した事実は、メディアにも注意を求めたい。警察を責めるのみにして、火を指した報道を繰り返した。一部のメディアが疑問を抱いて事件を追いかけるなければ、責任は解明されないうたかもしない。第4の構図というメタの側面と、捜査の二重構造を改めて明らかにした。メディアには今後、捜査に携わった当時の警官を懲らさず、美名報道してもらいたい。それだけでも、関係者の処分が重すぎるなど、警察の「身引き」には声もたない。県民に対して誠意ある対応をするべきだといふことを願う。最初は個人の暴走だった。市議事件が、いつの間にか、今も、警察組織全体の暴走となっている。県民は猛省を求めたい。

無罪が確定した88年県議選をめぐる公職選挙法違反事件。行き過ぎた捜査の内情が次々と明るみに出た。県民の思いを語ってもらった。

「国民投票法案」報道

「九条改憲」賛成への道を地均しする国民投票法案が四月三日、衆院本会議で可決された。...

フロック紙、地方紙の一部は国民投票法案そのものを批判した。「北海道新聞」は「改憲への危...

一月前の調査(三月三日掲載)では「賛成」48%、「反対」32%だったが、ほぼ拮抗した。...

る20%、「改正」派は前年調査の40%から4ポイント減った。九日に発表されたNHKの調査...

中身が伝われば広がる反対の声

「国民投票法案」(草案)をとり民主主義を非難(否定)は共同作業に復帰を(産経)と呼びかけた。...

自民党の狙いが「第9条の改正にあるのは明らか」と指摘した。与党連行採決は、それまでもま...

おそれる朝の賛成で憲法が改正されることになる。それで国民が承認したとはどういふ言えまいと。...

ている証しと述べた。同日付「琉球新報」社説は、タカ派の姿勢の急激な相対する国民の懸念の表れではないかと指摘した。...

潜思録

五月間

迅見庸

戦後もっとも深刻で至大なるできごとが目下進行中である。季節は、にもかかわらず、なにこともないかのようにく...

題字・武田双雲 2007年6月

日米でくすぶる「9・11陰謀説」

ジャーナリスト 長沼 節夫

米軍のアフガニスタン爆撃・侵攻（〇一年一〇月）とイラク空爆・侵略（〇三年三月）の引き金になった二〇〇一年九月の「9・11同時多発テロ事件」。これが実は米政権内部で計画された「やらせ」陰謀事件だったのではないかという疑惑が最近になって再度浮上した。対テロ戦争というのは口実で、かねてからイラクの石油利権を狙っていた米国が実行したか、または誘発させたいというのだ。事件の検証を試みる公開シンポジウムが昨年（〇六年）日米で相次いで開かれた。最初のシンポジウムは米国のシカゴのホテルで六月に開かれた。翌日の六

月五日付「ニューヨーク・タイムズ」紙によれば、それは「9・11の真相を求める国際教育・戦略会議」で五〇〇人が集まった。この会議を報じた回記事はまた「ソグビー・インターナショナル」が先月実施した世論調査によればアメリカ国民の四二%が米議会の事件真相究明のための「9・11委員会」は不利な材料を隠しているか提出を拒否していると感じている。また二年前にやはりソグビーが実施した世論調査でニューヨーク市内の住民の四九%は攻撃が計画されたが実行できていないことを政府部内で事前に知っていたと思うと回答」とも書いた。かなりの国

民が以前から「9・11」とブッシュ政権の關係に何か胡散臭い雰囲気を感じていたことになる。さつき「疑惑が再度浮上」と書いたのにはそんな理由もある。

筆者が「これは米政府のやらせ臭い」と感じた最初は昨年春、友人から「9・11ボーイングを捜せ」というDVDを紹介されて見たのがきっかけだ。

「9・11」当日、一機目と二機目がニューヨークの世界貿易センタービルに突入した後、三機目のワシントン・ロサンゼルス行きボーイング77便がワシントンのペンタゴン（米国防総省ビル）に墜落・炎上し、乗員乗客を含む一八九人が死亡したとされる事件だ。この事件では、①巨大な旅客機がほとんど満タンの燃料を積んだまま突っ込んだというのに、小さな火災しか起きていない。②ペンタゴンの壁は当初、崩れてもおらず、破壊されたフロアから女性職員が墜下を眺めている光景が写っている。③事件直後の映像に機体の残骸さえ写っていない。④多数の監

視カメラに囲まれているペンタゴンというのに、旅客機衝突の映像が一枚も公表されない。等々、幾多の事件直後の映像記録が残されている。

それを見た同じ四月、ワシントンで発行されている日本語ニュース週刊誌「ギャラクシー・ウィークリー」が「その日の運輸長官」を報じていた。「9・11」の朝、日系米人で長年、運輸長官を務めるノーマン・ミネタはホワイトハウスで、ラムスフェルド国防長官が部下から「ペンタゴンに向かっている飛行物体あり」という情報を何度も受けていたが、「そのままに結構」と言っただけで放置するシーンを目撃した。間もなく三機目の旅客機がペンタゴンに突入という大ニュースが入ってきたという。国防長官は事件を事前に知っていたか？

その後、同誌主宰者の中村忠彦氏が来日した折、「あの記事のソースは何か」と聞いたら、「友人のミネタが議会の9・11委員会に証言するのをこの目で見たので書いた。しかしその後、

同委員会の公式記録からは削除されている」と言った。え、公式の議会証言が公式記録から削除されたって？と驚く筆者に中村氏は、「米国では議員から圧力を受けて記録から消えることはしばしばだ。「9・11委員会」では、そういう個所が多数あるので、その削除箇所だけを検証した本（D・グリフィン著「9・11委員会報告・削除と歪曲」）を書いた人がいるほどだ」と語った。米議会の実態がこれほどひどいとは知らなかった。

その後、日本では同年一〇月七日、東京・代々木の国立オリンピック記念青少年総合センターで「9・11真相究明国際会議イン・トーキョー」が開かれて、やはり五〇〇人ほどが集まった。主催は同会議実行委。同会議では日米の学者・記者・研究者ら数人が証言した。詳しくは稿を改めるがここでは当日証言者の一人、世界貿易センタービルの清掃を二〇年間続けてきたW・ロドリゲス氏の話のみ記す。

「沢山の人がビル内から助け出したが

自分は瓦礫に埋まった。数日後に奇跡的に救出された。ホワイトハウスに五回も招かれて英雄扱いされ、9・11委員会に証言もした。しかしビル内で爆発が起きたのは確か旅客機がセンターに突っ込む前だったと真相を証言した途端、今度は脅迫にさらされるようになった。委員会記録が刊行されたが、私の証言は削除されていた」となどと語った。

また前述「ギャラクシー・ウィークリー」〇六・一二・一付によれば、ウイスコンシン大ではケビン・バレット講師が「9・11はブッシュ政権による内部陰謀工作だった」という講義を行い、CNNテレビがこれを報じた。また米国では同年、事件に疑惑を持つ学者が集まって「S911T」（9・11の真相を求める学者の会）という会を作り、米政府に疑惑に答えるよう求めた。

これら一連の動きが本年、どう展開するか大いに注目したい。

（ながぬま・せつお）

憲法の平和主義と現在 - アジアの平和の視点から考える -

自公連立政府は、昨年、戦争ができる国づくりの
一環として、教育基本法、自衛隊法を改悪し、防衛
庁を省に昇格させました。さらに今年は、改憲手続
き法の成立をねらい、我が国の平和主義の根幹であ
る憲法九条の改悪をもくろんでいます。安倍内閣
は、日本国憲法制定後の内閣としては初めて憲法改
定を公約とし、今年の参議院選挙では、憲法改定を
争点にするつもりで公言しています。平和憲法を守る
ことができるのかどうか、緊迫した情勢となってい
ます。

一方で、このような危険な動きに対抗し、憲法九
条を守り暮らしに活かす運動として、全国各地に
「九条の会」が発足しています。その数は約六千に
もなりました。平和憲法を守る運動も大きな盛り上
がりを見せています。

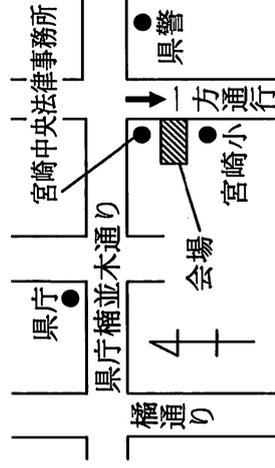
このような情勢の中、「かごしま 9 条の会」幹事
もつとめる坂東義雄氏をお招きし、皆さんとともに
憲法の平和主義と現在の情勢について学び考えたい
と思います。今回は特に、アジアの平和の視点か
らこの問題を考えてみたいと思います。

このつどいは、どなたでも参加できます。みなさん
をお誘いあわせのうえ、ふるってご参加ください。

講 師：坂東 義雄 氏 (鹿児島大学名誉教授)
日 時：2007 年 2 月 10 日 (土) 午前 10～12 時
場 所：宮崎市教育情報研修センター3 階中研修室
資料代：500 円 駐車場：有り

講師プロフィール

坂東義雄 (ばんどう よしお) 1940年
生まれ。鹿児島大学名誉教授。1969年
同志社大学大学院法学研究科修士課
程修了、1983年鹿児島大学教授、2005
年3月「かごしま9条の会」幹事、2006
年3月鹿児島大学を退職。



主催 日本科学者会議宮崎支部
宮崎民主法律家協会
協賛 憲法と平和を守る宮崎県連絡会
連絡先：電話 0985-24-8820 (宮崎中央法律事務所)